

2017年2月17日

各位

会 社 名 協和発酵キリン株式会社 代表者名 代表取締役社長 花井 陳雄 (コード番号 4151 東証第一部) 問合せ先 執行役員コーポレートコミュニケーション部長 諸富 滋 (TEL:03-5205-0726)

役員報酬制度改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の業務執行取締役及び執行役員の報酬制度の改定に関する議案を2017年3月23日開催予定の第94回定時株主総会(以下、「本株主総会」とします。)に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 本役員報酬制度改定の目的

本役員報酬制度改定は、当社の更なる持続的な成長と企業価値の増大に貢献する意識を 高め、グローバル・スペシャリティファーマへの飛躍を実現し、グローバルに共通化された報 酬制度に展開可能な制度とするとともに、透明性の更なる確保を目的としたものであります。 また、本報酬制度を当社子会社の一部へも導入することで連結業績向上に対する貢献意欲 や株主を重視した経営を一層推進いたします。

2. 業務執行取締役及び執行役員報酬体系の概要

業務執行取締役及び執行役員の報酬は、(1)基本報酬、(2)業績連動型年次賞与、(3)中長期インセンティブとしての株式報酬の3つで構成するものといたします。固定報酬と変動報酬の割合や変動報酬における業績連動型年次賞与と中長期インセンティブとしての株式報酬の割合につきましては、外部専門会社のデータ、助言を参考に一部の報酬要素に過度に偏ったものではなく、バランスの良い報酬体系とすることといたしました。

- (1)基本報酬・・・・・基本報酬は、毎月定額で支払われる報酬であり、役位別に定められております。
- (2)業績連動型年次賞与・・・・・業績連動型年次賞与は、標準業績として設定した目標(予算、中期経営計画の売上高及びコア営業利益等で構成)を達成した場合に支給される役位別に設定された賞与額を100%とし、最高業績時に支給される最高支給額を200%、最低業績時に支給される額を50%とし、最低業績を下回った場合の支給額を0%として、0%~200%の範囲で業績確定後に一括して支払われることを基本といたします。

(3)株式報酬・・・・業務執行取締役及び執行役員が、株主の皆様と株価変動による影響を 共有し、株価や会社業績への関心を高め、企業価値向上への意欲やグローバル・スペ シャリティファーマへの飛躍に向けた士気を一層高めるため、中長期インセンティブとして の株式報酬型ストックオプションを引き続き採用するとともに当社子会社の一部取締役に 新たに導入いたします。

なお、本株式報酬型ストックオプションの詳細につきましては、当社の本日付開示資料 「株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権に関するお知らせ」をご参照く ださい。

3. 本株主総会への提案の概要

(1)取締役の報酬額改定の件

当社の取締役に対する報酬額は、1988 年3月 30 日開催の第 64 回定時株主総会において月額5千万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与および株式報酬型ストックオプションは含まない。)とご承認いただき今日に至っておりますが、今般の役員報酬制度改定による業務執行取締役に対する業績連動型年次賞与の支払いを可能とするために、現行の報酬総額(金銭報酬及び株式報酬型ストックオプションの合計額)の枠を増額することはせずに、取締役に対する金銭報酬枠を月額から年額に改めた上で、金銭報酬枠を年額5億円(現行月額5千万円の12倍の額のうち、1億円を株式報酬型ストックオプションへ移行。)以内とし、基本報酬及び業績連動型年次賞与という報酬体系が可能となる報酬枠とさせていただくことにつき本株主総会に付議することといたしました。また、社外取締役については、業務執行とは独立した客観的な立場で経営を監督する役割を期待する観点から、業績連動型年次賞与の対象とはせず基本報酬のみとし、年額5億円のうち社外取締役分は5千万円以内とさせていただきます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与および賞与は含まないものといたします。

(2)取締役(社外取締役を含む非業務執行取締役を除く)に対するストックオプション報酬額 改定の件

当社の取締役に対する株式報酬型ストックオプション報酬額につきましては、2006年6月28日開催の第83回定時株主総会において取締役の報酬額月額5千万円以内とは別枠にて、年額5千5百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、今般の役員報酬制度改定による株式報酬比率の引き上げを可能とするため、現行の報酬総額(金銭報酬及び株式報酬型ストックオプションの合計額)の枠は増額することはせずに、当社の取締役(社外取締役を除く)に対する株式報酬型ストックオプション報酬額を上記(1)の金銭報酬枠とは別枠で年額1億5千5百万円(現行の5千5百万円と、上記(1)における現行の金銭報酬枠からの移行分である1億円の合計額)以内とさせていただくことにつき本株主総会に付議することといたしました。

以上